⑺手形番号　ａａ93171
金額　951,300円
支払期日　平成26年６月30日
振出日　平成26年２月28日
⑻手形番号　Ｃａ17790
金額　2,718,602円
支払期日　平成26年７月17日
支払場所　株式会社北洋銀行札幌東支店
振出日　平成26年３月20日
振出地　札幌市厚別区下野幌テクノパーク２丁目１番14号
振出人　日建片桐リース株式会社　代表取締役社長　片桐　　大
⑼手形番号　Ｃａ17859
金額　230,903円
支払期日　平成26年８月17日
振出日　平成26年４月21日
⑽手形番号　Ｃａ17858
金額　3,000,000円
支払期日　平成26年８月17日
振出日　平成26年４月21日
⑵ないし⑽の約束手形の支払地、受取人、最終所持人は⑴の約束手形の記載、⑶及び⑷の約束手形の支払場所、振出地、振出人は⑵の約束手形の記載、⑹及び⑺の約束手形の支払場所、振出地、振出人は⑸の約束手形の記載、⑼及び⑽の約束手形の支払場所、振出地、振出人は⑻の約束手形の記載に同じ

平成２６年（ヘ）第２号
宮城県角田市角田字野田前95番地
申立人　角田レミコン株式会社
代表者代表取締役　森　　孝次
権利を争う旨の申述の終期　平成27年２月５日
平成27年２月６日　　八戸簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＢ95476
金額　434,293円
支払期日　平成26年９月30日
支払地　青森県八戸市
支払場所　株式会社青森銀行八戸支店
振出日　平成26年６月16日
振出地　青森県八戸市
振出人　株式会社吉田産業　代表取締役　吉田　誠夫
受取人　株式会社森砂利店
裏書人　株式会社森砂利店　代表取締役　森　真孝
被裏書人　申立人
最終所持人　申立人

平成２６年（ヘ）第１号
新潟県三条市三貫地新田960番地３
申立人　株式会社巴工務店
代表者代表取締役　三上　行雄
権利を争う旨の申述の終期　平成27年２月５日
平成27年２月６日　　三条簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＭＣ046983
金額　1,837,500円
支払期日　平成25年４月10日
支払地　新潟県三条市
支払場所　三条信用金庫大崎支店
振出日　平成24年12月10日
振出地　新潟県三条市
振出人　株式会社井関新潟製造所　代表取締役　後藤　吉亨
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２６年（ヘ）第１０号
広島県福山市駅家町大字万能倉740番地14
申立人　株式会社後藤運輸
代表者代表取締役　後藤　正三
権利を争う旨の申述の終期　平成27年２月４日
平成27年２月５日　　小倉簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　２通
⑴手形番号　ＢＢ201415
金額　430,500円
支払期日　平成26年８月10日
支払地　北九州市
支払場所　株式会社みずほ銀行北九州支店
振出日　平成26年４月21日
振出地　北九州市戸畑区
振出人　テラダ産業株式会社　代表取締役　緑川　順一
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＢＢ201507
金額　129,600円
支払期日　平成26年９月10日
振出日　平成26年５月20日
⑵の約束手形の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第１００８号
東京都青梅市新町８丁目22―５―1001
債務者　船間　昭二
１　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡本　政明
４　破産債権の届出期間　平成27年３月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年４月21日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３８１号
東京都杉並区荻窪３丁目７―２―10―302
債務者　北橋　悠佑
１　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　花里　耕二
４　破産債権の届出期間　平成27年３月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年４月22日午後３時
６　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８０７号
神奈川県相模原市中央区富士見４丁目９番８号ロッシェル富士見Ⅱ―２―107
債務者　後藤　保枝
１　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　金田　真明
４　破産債権の届出期間　平成27年３月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年４月22日午前11時
６　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８０８号
神奈川県相模原市中央区富士見４丁目９番８号ロッシェル富士見Ⅱ―２―107
債務者　後藤　近江
１　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　金田　真明
４　破産債権の届出期間　平成27年３月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年４月22日午前11時
６　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第９４２号
埼玉県飯能市大字井上486―１
債務者　井上　和雄（旧姓丸子）
１　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　樋口　一磨
４　破産債権の届出期間　平成27年３月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年４月23日午前10時
６　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９９５号
東京都大田区上池台１丁目24―７―102
債務者　遠山　哲夫
１　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川野　裕之
４　破産債権の届出期間　平成27年３月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年４月23日午前11時
６　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９９号
東京都板橋区大原町23―５
債務者　沓澤幸太郎
１　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中島　広勝
４　破産債権の届出期間　平成27年３月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年４月23日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
東京地方裁判所民事第20部